

官庁施設のインフラ長寿命化に関する取組み

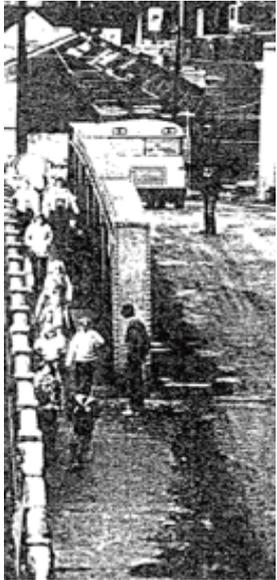
国土交通省 中部地方整備局 営繕部

平成29年11月

1. インフラ長寿命化施策の背景
2. 国のインフラ長寿命化施策
3. 国土交通省が取り組むインフラ長寿命化施策
4. 官庁施設の状況
5. 官庁施設の保全・点検
6. 官庁施設分野におけるインフラ長寿命化施策
7. インフラ長寿命化施策の取り組み状況
8. 地方公共団体への支援

1. インフラ長寿命化政策の背景

- 1980年代のアメリカでは、1930年代のニューディール政策により大量に建設された道路構造物の老朽化に対応できず、「**荒廃するアメリカ**」と呼ばれる道路ストックの荒廃を招いた。
- 1970年代半ばから1980年代の初めにかけて、二度にわたる石油危機の中、経済成長率が鈍化し、アメリカでは停滞する経済状況下であった。



スクールバスを降りて橋を渡る生徒達
(ペンシルバニア州)

TIME 1981年4月27日号



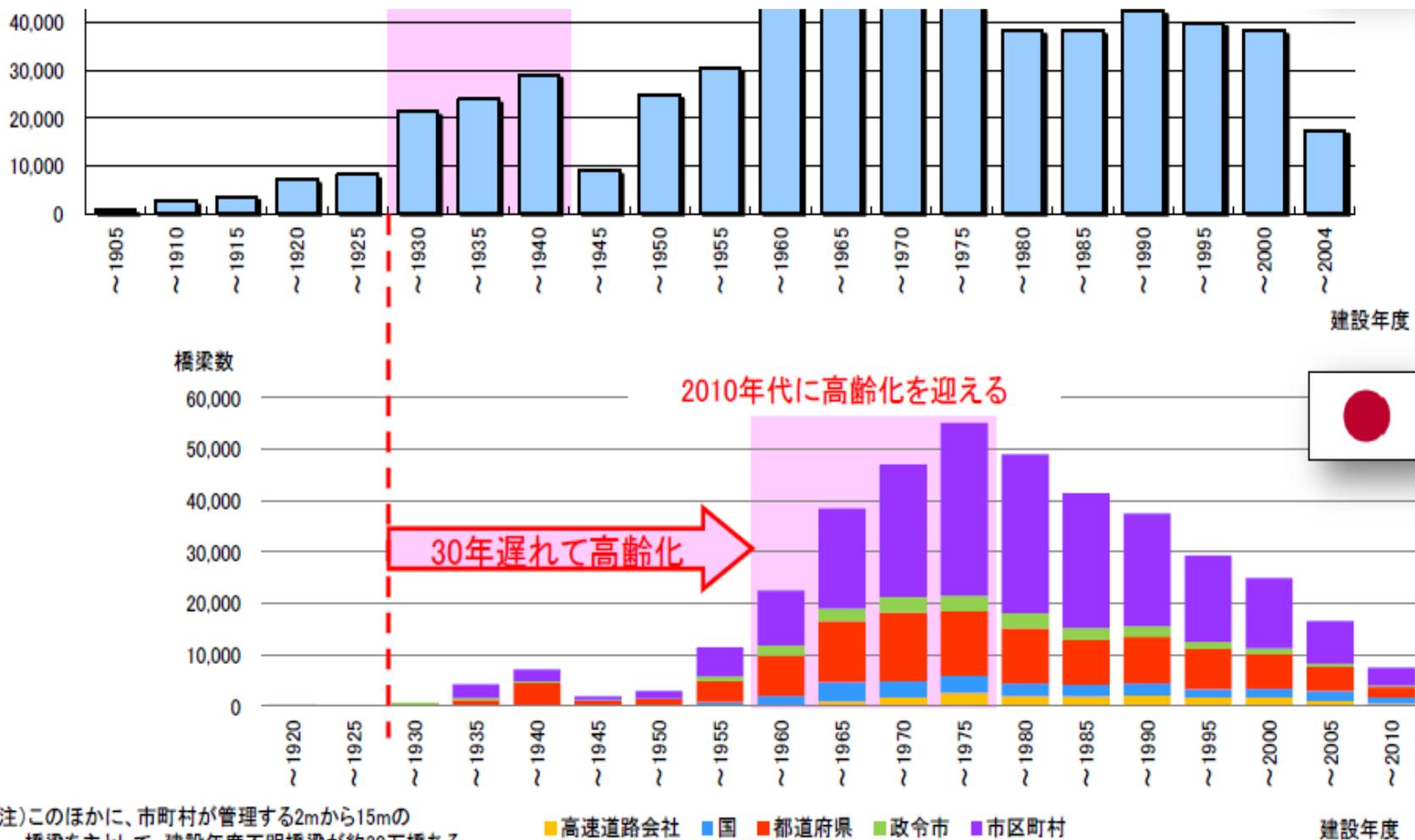
Veterans Memorial Bridge
(クリーブランド(オハイオ州))



マイアナス橋の落橋
(1983年)

1. インフラ長寿命化政策の背景

- 米国では1980年代に多くの道路施設が高齢化「荒廃するアメリカ」
- 日本でも2010年代以降に多くの道路施設が高齢化を迎える。



1. インフラ長寿命化政策の背景

笹子トンネル天井板落下事故

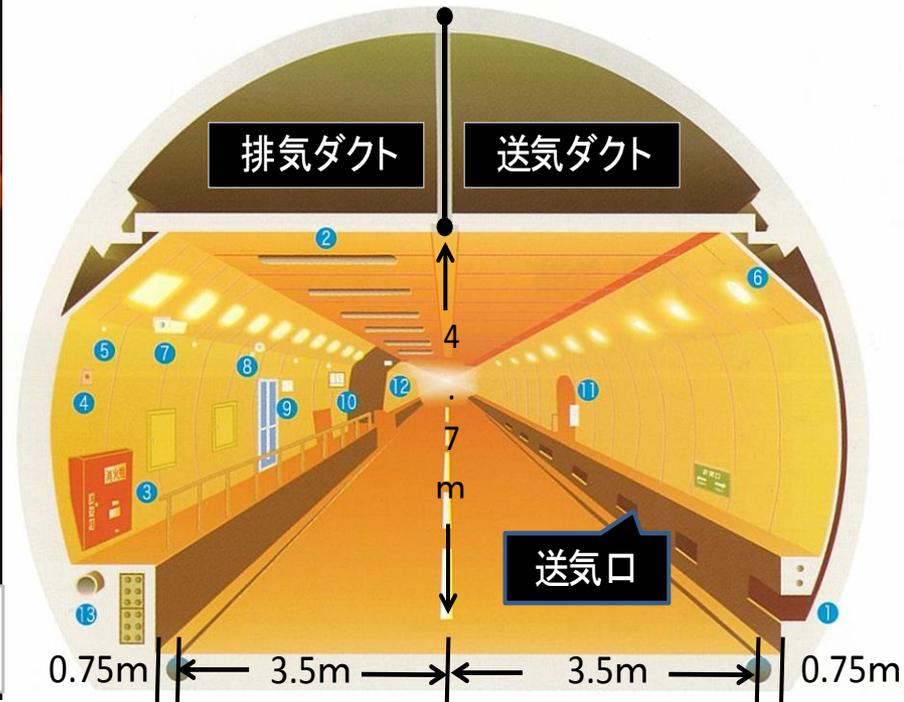
平成24年(2012年)12月2日、トンネル天井板が落下し、走行中の車両が巻き込まれ、死者9名、負傷者2名を出した。

【笹子トンネル概要】



12/3 3:30撮影

崩落板撤去状況



1. インフラ長寿命化政策の背景

近年のインフラ長寿命化政策の動向

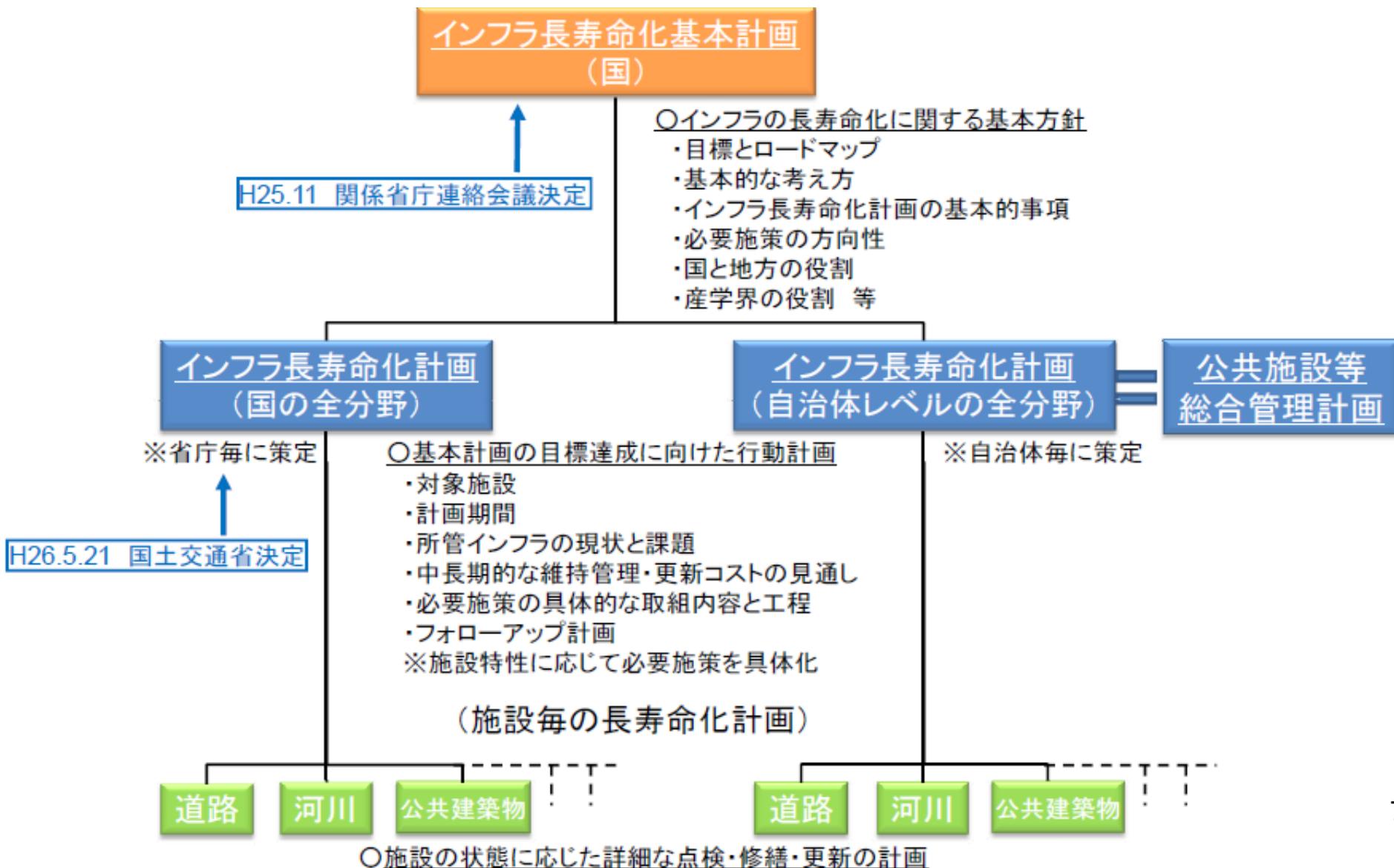
H24. 7	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣が、社会資本整備審議会・交通政策審議会に対し「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」を諮問 技術的な検討に着手するため、「社会資本メンテナンス戦略小委員会」を設置
H24. 8	<p>第3次 社会資本整備重点計画(閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点目標に「社会資本の適確な維持管理・更新」を位置付け
H24. 12	中央自動車道笹子トンネル天井版落下事故
H25. 3	<p>社会資本の老朽化対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会資本の維持管理・更新について当面講ずべき措置(工程表)決定
H25. 11	<p>インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 「インフラ長寿命化基本計画」決定
H25. 12	社会資本整備審議会、交通政策審議会が、国土交通大臣に対し「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」を答申
H26. 5	<p>社会資本の老朽化対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」決定



個別施設毎の長寿命化計画

2. 国のインフラ長寿命化施策

インフラ長寿命化に向けた計画の体系(イメージ)



2. 国のインフラ長寿命化施策

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議（H25.11）における 国のインフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. インフラ管理者等が策定すべき計画

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国] 技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等] 維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業] 入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

3. 国土交通省が取り組むインフラ長寿命化施策

インフラ長寿命化計画(行動計画)のポイント

【背景】 ○高度成長期以降に整備したインフラの急速な老朽化

○中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故

メンテナンス元年

当面講ずべき措置(H25. 3) メンテナンスサイクルを回すための総合的・横断的な取組に着手

【フォローアップの主な結果(H26. 3末時点)】

- トンネル内の附属物等を対象とした緊急点検・緊急修繕を完了
- 重要施設への集中点検を概ね完了(重要施設の例 第三者被害の影響が大きい道路、敷設後50年経過した下水管きよ 等)
- 基準・マニュアルの策定・見直しを概ね工程表どおり完了(10分野)
- データベースの改善・構築等を概ね工程表どおり完了(13分野)
- 新技術の開発・導入等が順次進捗(例 ロボットとモニタリング技術は、有識者会議を設置し、公募を通じ現場実証・評価)

答申等

【社会資本整備審議会・交通政策審議会 答申(H25. 12)】

- 本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実

【道路分科会 基本政策部会 提言(H26. 4)】

- 最後の警告ー今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ

主な課題

- 一部の自治体では、基準等が未整備
- 維持管理に携わる土木や建築等の技術者が不足
- 遠望目視による点検等が多く点検の質に課題
- 集中点検の対象施設以外も含む全ての施設への持続的な対応

3. 国土交通省が取り組むインフラ長寿命化施策

インフラ長寿命化計画(行動計画)のポイント

国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 平成26~32年度(2014~2020年度)

(平成26年5月21日社会資本の老朽化対策会議決定)

位置づけ・意義

国土交通省の具体的な取組を確定・見える化し、
メンテナンスエンジニアリングの構築に向けた道筋を提示した、「メンテナンスの指針」



メンテナンスサイクルを全国に根付かせ、メンテナンス元年の危機感と行動を未来へ継承

主な取組内容(所管者・管理者の2つの立場)

○新たな基準・マニュアルの運用開始

(例 道路橋等の5年に1回の近接目視、空港の3年に1回を標準とする路面性状調査 等)

○新たなデータベースの稼働と将来的な機能の拡充

(例 港湾のデータベースの港湾管理者への拡大、中小鉄道事業者等のデータベースの稼働 等)

○必要に応じた施設の集約化・撤去等

(例 社会構造の変化に伴う橋梁等の集約化・撤去への助言、港湾における施設の集約や利用転換 等)

○資格制度の充実

(例 必要な能力と技術の明確化、関連する民間資格の評価・認定 等)

○管理者間の相互連携体制の構築

(例 国・都道府県・市町村から構成される支援組織による市町村への技術的支援 等)

○高度な技術力を有する技術者の活用体制の構築

(例 道路・河川・ダム分野において、国の職員等の派遣等の技術的支援体制の確立 等)

計画の汎用性・拡張性の確保

○計画に記載された個別の基準・マニュアル等のHPへの掲載

・行動計画を補足し、地方公共団体等が参照できるように、計画に記載された具体的な基準等の取組を掲載

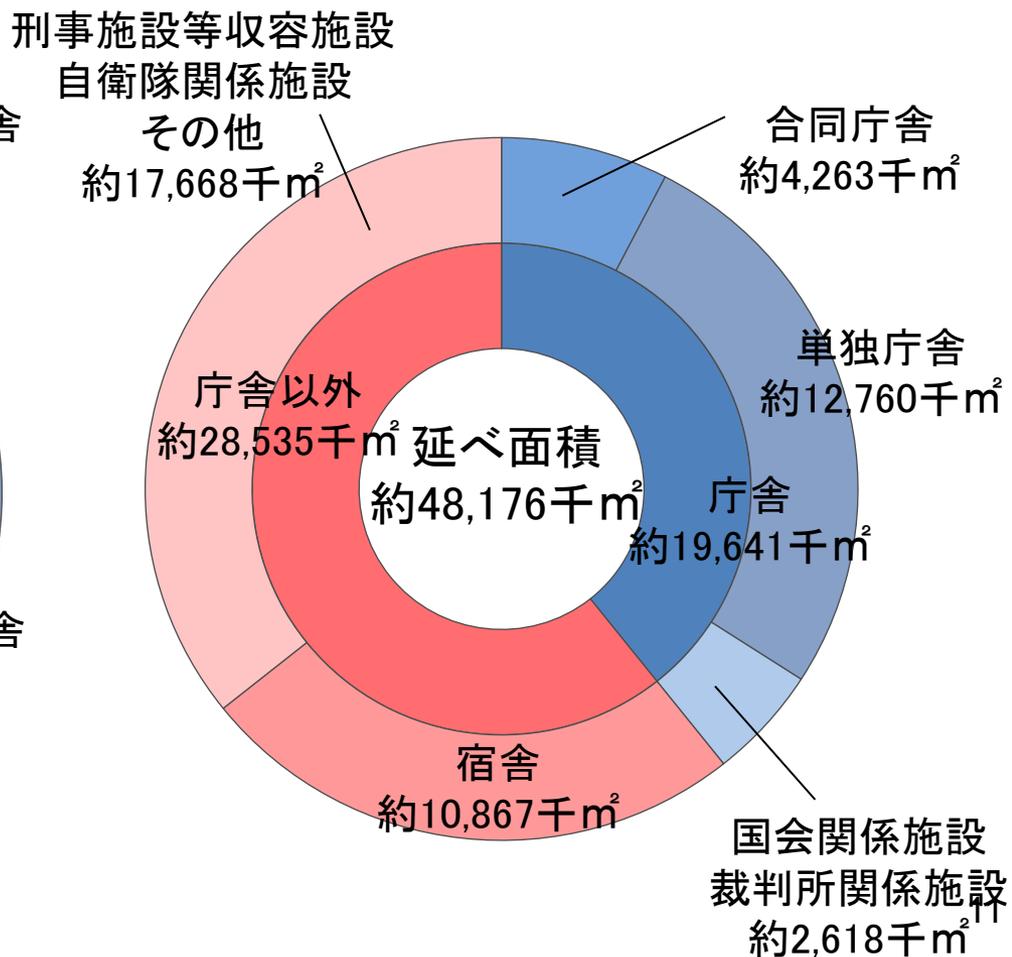
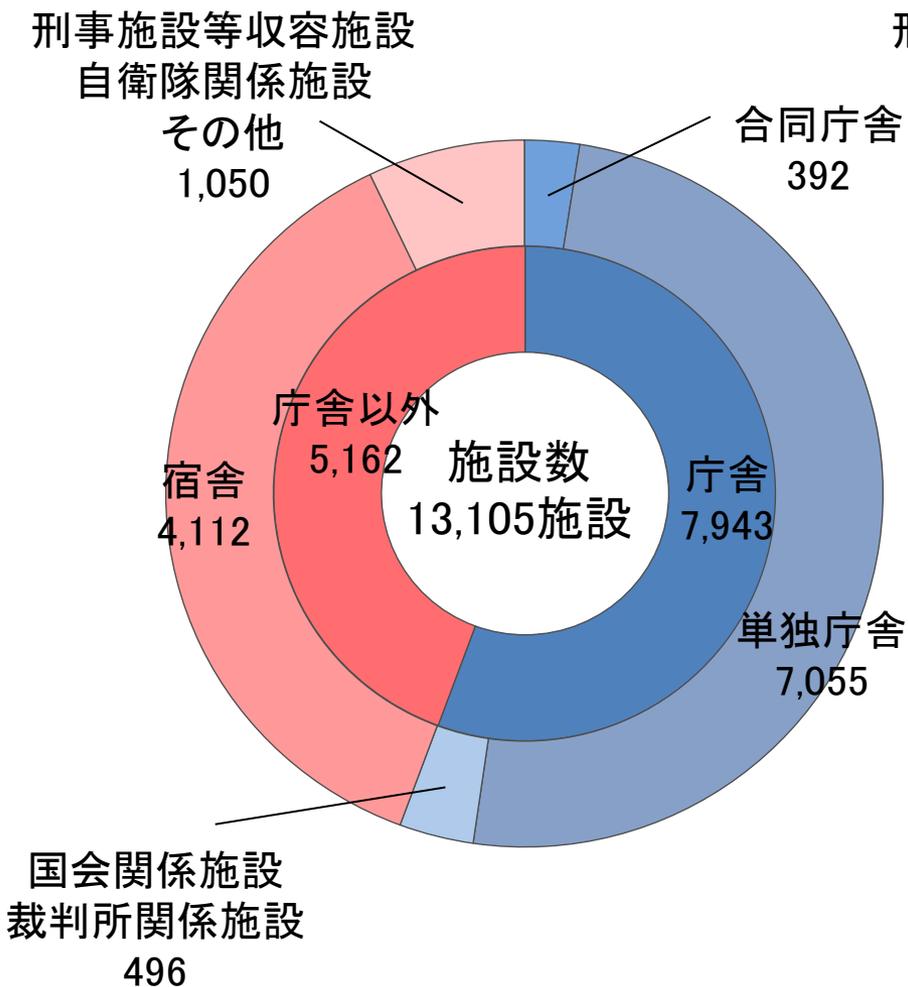
○計画策定後の新たな取組のHPへの掲載

・フォローアップや予算要求等を踏まえた新たな取組を継続的に掲載することで、計画自体を常に充実・進化

4. 官庁施設の状況

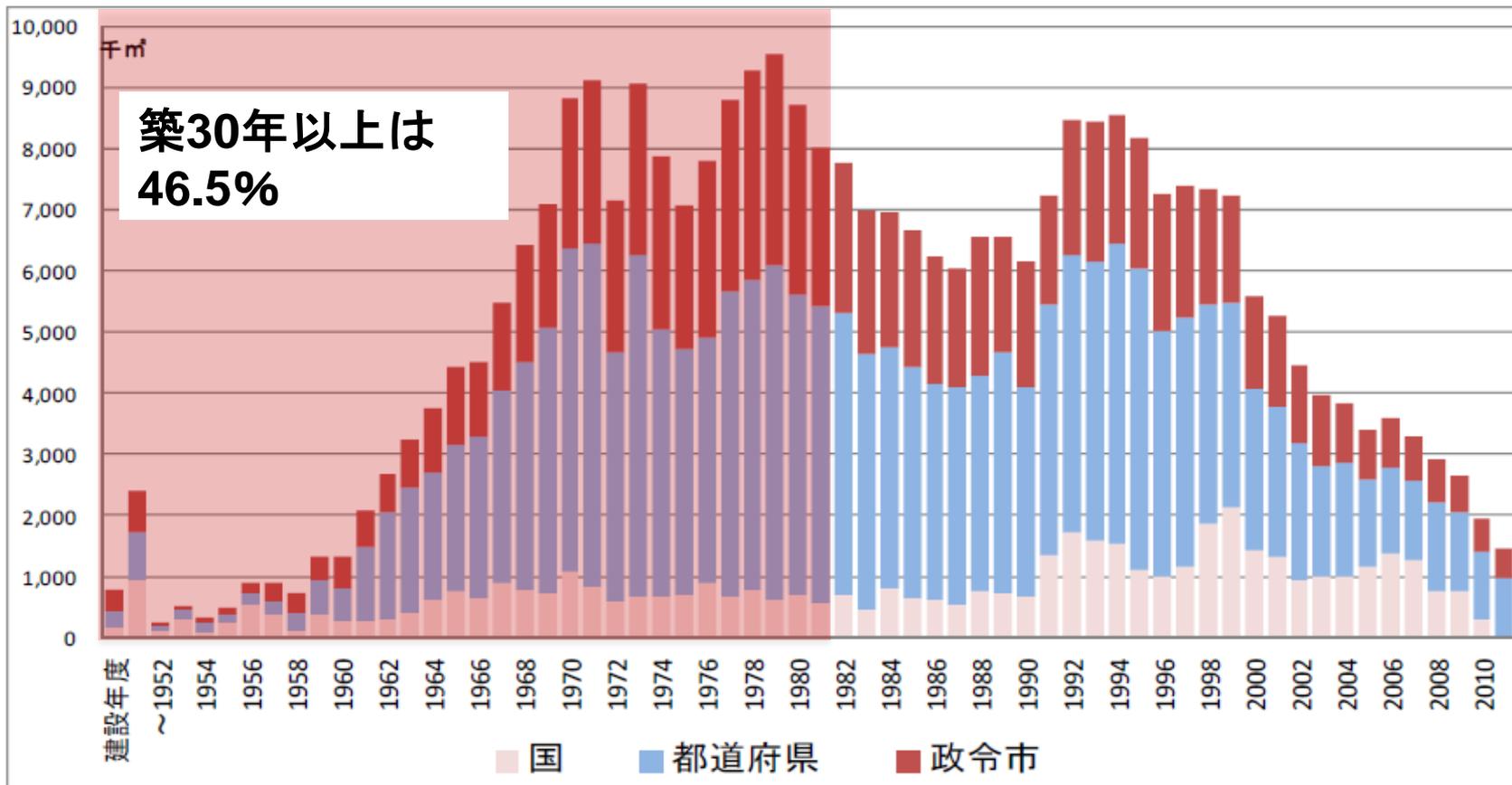
官庁施設のストック(施設数と面積)

平成28年3月時点、施設数で約13,000施設、延べ面積で約4,800万㎡



4. 官庁施設の状況

○延べ床面積は、約3億2千万㎡(注1)。うち建設後30年以上の施設は、46.5% (延べ床面積)

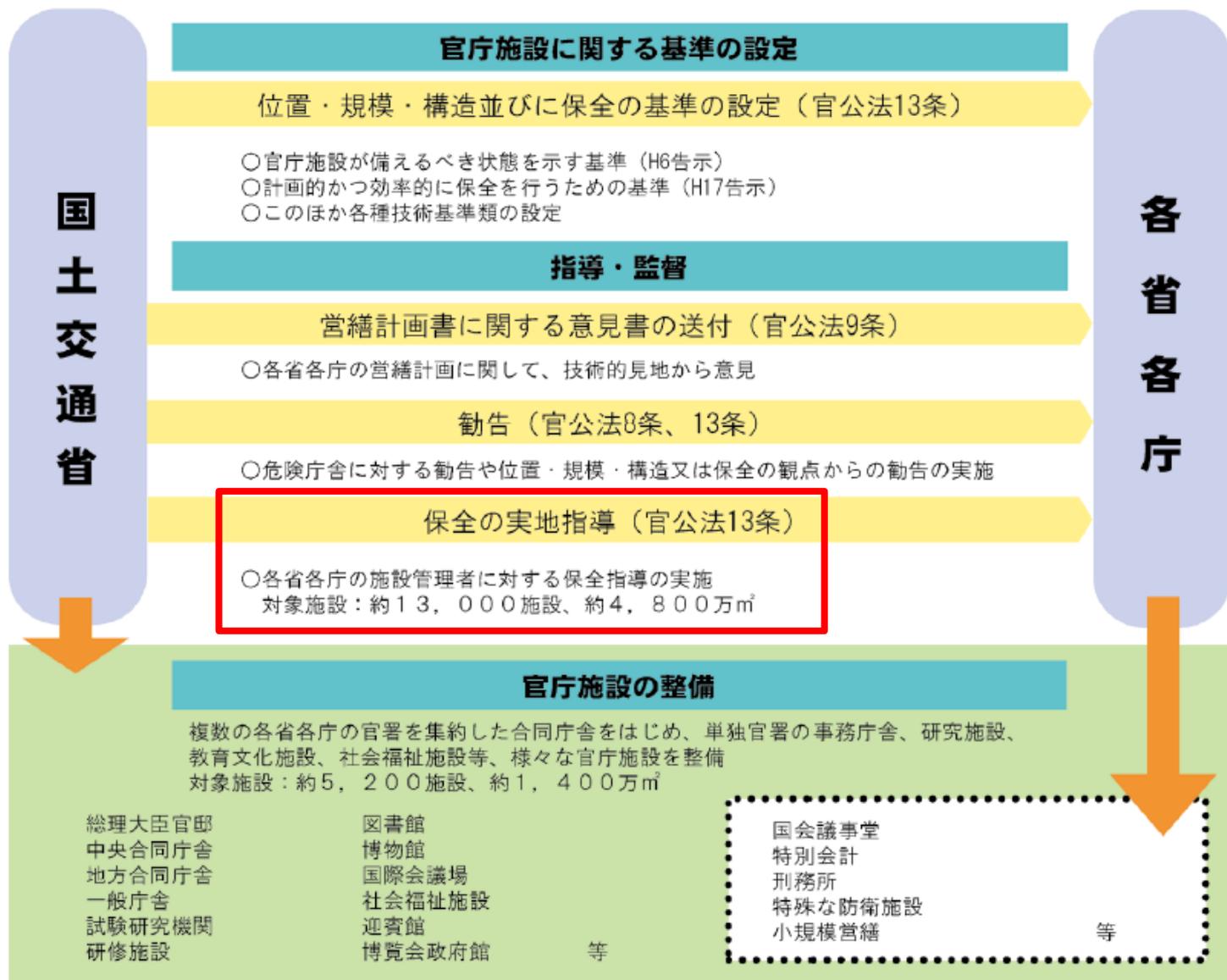


(出典) 全国営繕主管課長会議調べ(H25年度)

(注1) 全国営繕主管課長会議の担当部局が把握している施設を対象としているため、国、都道府県、政令指定都市の全ての公共建築物を網羅した面積ではない。

5. 官庁施設の保全・点検

官庁営繕行政の概要



5. 官庁施設の保全・点検

保全実態調査

- 国家機関の建築物等の保全の実態を把握し適正な保全の実施に資する事を目的とした調査

調査対象施設	すべての国家機関の建築物及びその附帯施設 (合同庁舎等については、原則として管理官署が実施)
調査実施期間	毎年5月頃から7月頃まで(毎年度1回)
調査対象期間	前年度1年間
調査内容	<u>点検等の実施状況、施設の状態、実施体制の整備状況、保全計画の作成状況、記録の整備状況、維持管理費、光熱水費、修繕費、エネルギー消費量</u>
調査方法	各施設の施設保全責任者等がインターネット経由で <u>官庁施設情報管理システム</u> (BIMMS-N)にアクセスし入力

5. 官庁施設の保全・点検

保全状況の評価指標

表 保全実態調査の評価項目

評価項目	評価細目	評点の算出方法
①保全の体制、計画及び記録等	保全体制	施設保全責任者の有無 責任者を定めている：100点 定めていない：0点
	保全計画	年度保全計画書の作成 中長期保全計画書の作成 作成している：100点 一部作成している：50点 作成していない：0点
各細目の評点の平均点を①の評点とする。	保全台帳	点検及び確認結果の記録 修繕履歴の作成 作成している：100点 一部作成している：50点 作成していない：0点
	建築物の敷地及び構造の点検 昇降機の点検 建築物の昇降機以外の建築設備の点検	対象部位があり点検をしている：200点 対象部位があり点検をしていない：0点 対象部位がない：評点の対象としない
②点検等の実施状況	支障がない状態の確認	確認を実施している：200点 確認をしていない：0点
	消防用設備等の点検 危険物を取り扱う一般取扱所等の点検 事業用電気工作物の保安規定による自主点検 機械換気設備の点検 ボイラーの性能検査、定期検査 浄化槽の水質検査、保守点検、清掃 簡易専用水道の水槽の清掃 排水設備の清掃 清掃等及びねずみ等の防除 空気環境の測定 冷却塔・加湿装置等の清掃等 給水設備の飲料水・雑用水の遊離残留塩素等の検査 ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	対象部位があり点検をしている：100点 対象部位があり点検をしていない：0点 対象部位がない：評点の対象としない
③施設の状況	消防・防災、建築・附属施設（外壁、漏水）、設備機器、家具の転倒防止対策、避難経路等における障害物の有無、施設使用条件適合の可否（建築、設備）、空気環境、照明照度、熱環境、衛生環境、清掃	問題ない：100点 一部問題がある：50点 問題がある：0点
	総評点	①～③の評点の平均点

表 評価項目別、評価細目別の平均点

① 保全の体制、計画及び記録等	配点	庁舎等	宿舎
施設保全責任者の有無	100	96	94
年度保全計画書の作成	100	64	64
中長期保全計画書の作成	100	57	58
点検及び確認結果の記録	100	67	64
修繕履歴の作成	100	68	66
①の評点	100.0	70.3	69.0
② 点検等の実施状況	配点	庁舎等	宿舎
建築物の敷地及び構造の点検	200	169	163
昇降機の点検	200	198	200
建築物の昇降機以外の建築設備の点検	200	176	165
支障がない状態の確認	200	172	171
消防用設備等の点検	100	95	90
危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	100	97	—
事業用電気工作物の保安規定による自主点検	100	99	—
機械換気設備の点検	100	87	—
ボイラーの性能検査、定期検査	100	96	—
浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	100	96	92
簡易専用水道の水槽の清掃	100	97	96
排水設備の清掃	100	88	—
清掃等及びねずみ等の防除	100	82	—
空気環境の測定	100	78	—
冷却塔・加湿装置等の清掃等	100	92	—
給水設備の飲料水・雑用水の遊離残留塩素等の検査	100	93	—
ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	100	94	—
②の評点	100.0	85.1	85.0
③ 施設状況	配点	庁舎等	宿舎
空気環境	100	97	—
照明環境	100	98	—
熱環境（冷暖房の状況）	100	90	—
衛生環境	100	97	—
清掃	100	97	—
消防・防災	100	97	97
建築・附属施設 外壁の状況	100	81	79
建築・附属施設 漏水の状況	100	88	94
設備機器	100	88	84
家具の転倒防止対策	100	64	—
避難経路等における障害物の有無	100	99	—
施設使用条件適合の可否（建築）	100	64	—
施設使用条件適合の可否（設備）	100	69	—
③の評点	100.0	86.8	88.5
総評点	100.0	80.7	80.8

6. 官庁施設分野におけるインフラ長寿命化施策

インフラ長寿命化計画(行動計画)取組概要

項目	所管者(官庁営繕)の取組内容
1.点検・診断/ 修繕・更新	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の機能の充実 基準類・マニュアル類の整備・提供 H26年度中に、地域毎に官庁施設の整備構想を策定 H27年度から施設カルテの作成・運用を開始
2.基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検、保全に関する基準類を適用
3.情報基盤の 整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> H26年度中に、全ての官庁施設を対象に、保全実態調査に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」に蓄積
4.個別施設計画 の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画を構成する「中長期保全計画」、「保全台帳」が適切に作成されるよう、保全指導を継続
5.新技術の 開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断に関する新技術が導入されている取組を収集し、各省各庁・地方公共団体に対して、引き続き情報提供 長寿命化に資する材料・工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討
6.予算管理	<ul style="list-style-type: none"> H26年度中に、各地域における官庁施設の整備構想を踏まえた、中長期における官庁施設の整備計画を策定
7.体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 技術者の確保・育成等
8.法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 必要となる制度や法令等について、機会を捉えた整備を実施

6. 官庁施設分野におけるインフラ長寿命化施策

インフラ長寿命化計画(行動計画)取組概要

項目	<u>施設者(施設管理部局)</u> の取組内容
1.点検・診断/ 修繕・更新	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検の実施 保全の確実な実施 ➤ 国土交通省が管理する庁舎等について、H29年度までに<u>保全実態調査の総評点が80点以上の施設の割合を80%以上</u>となるよう取組を継続
2.基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検、保全に関する基準類を適用
3.情報基盤の 整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> H26年度中に、国土交通省が管理する全ての官庁施設を対象に、<u>保全に関する情報をBIMMS-Nに登録</u>
4.個別施設計画 の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> H28年度までに、全ての個別施設計画の対象施設において、<u>個別施設計画の策定</u>を完了 策定した個別施設計画は適宜更新
5.新技術の 開発・導入	—
6.予算管理	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、新技術の開発・導入の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。
7.体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度中に、自らが管理する全ての施設で<u>施設保全責任者を設置</u>
8.法令等の整備	—

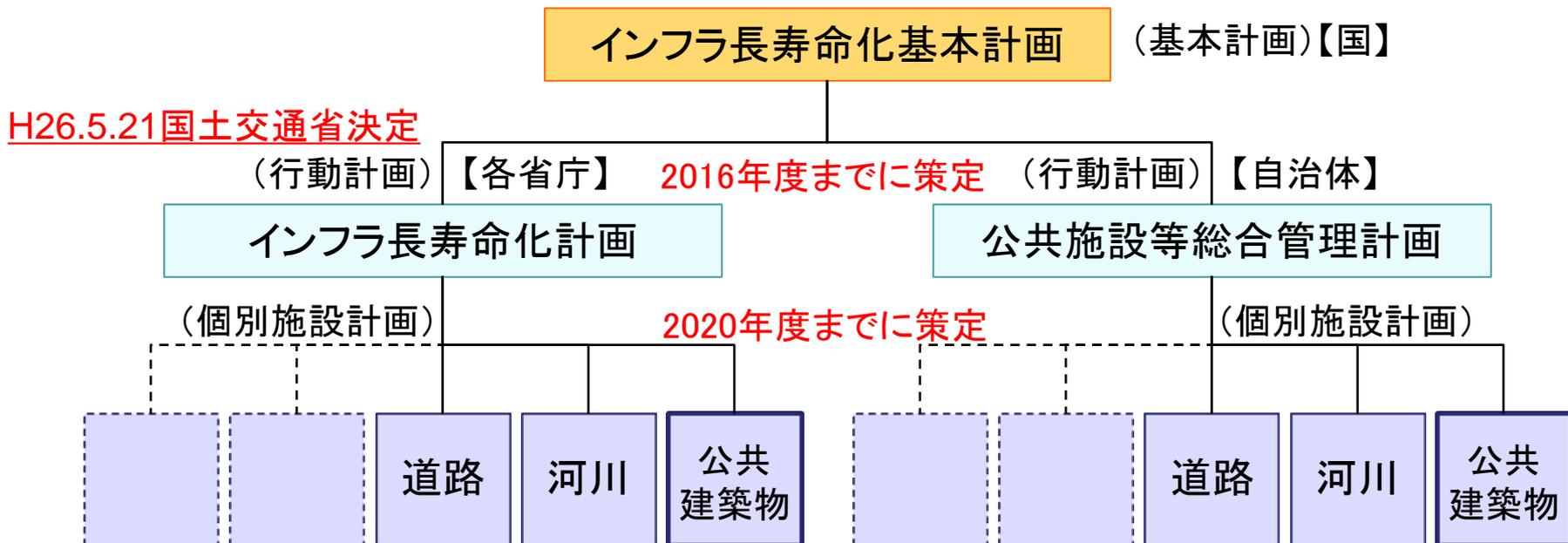
○ 営繕部は所管者として上記取組を支援・指導

6. 官庁施設分野におけるインフラ長寿命化施策

インフラ長寿命化に向けた計画の体系

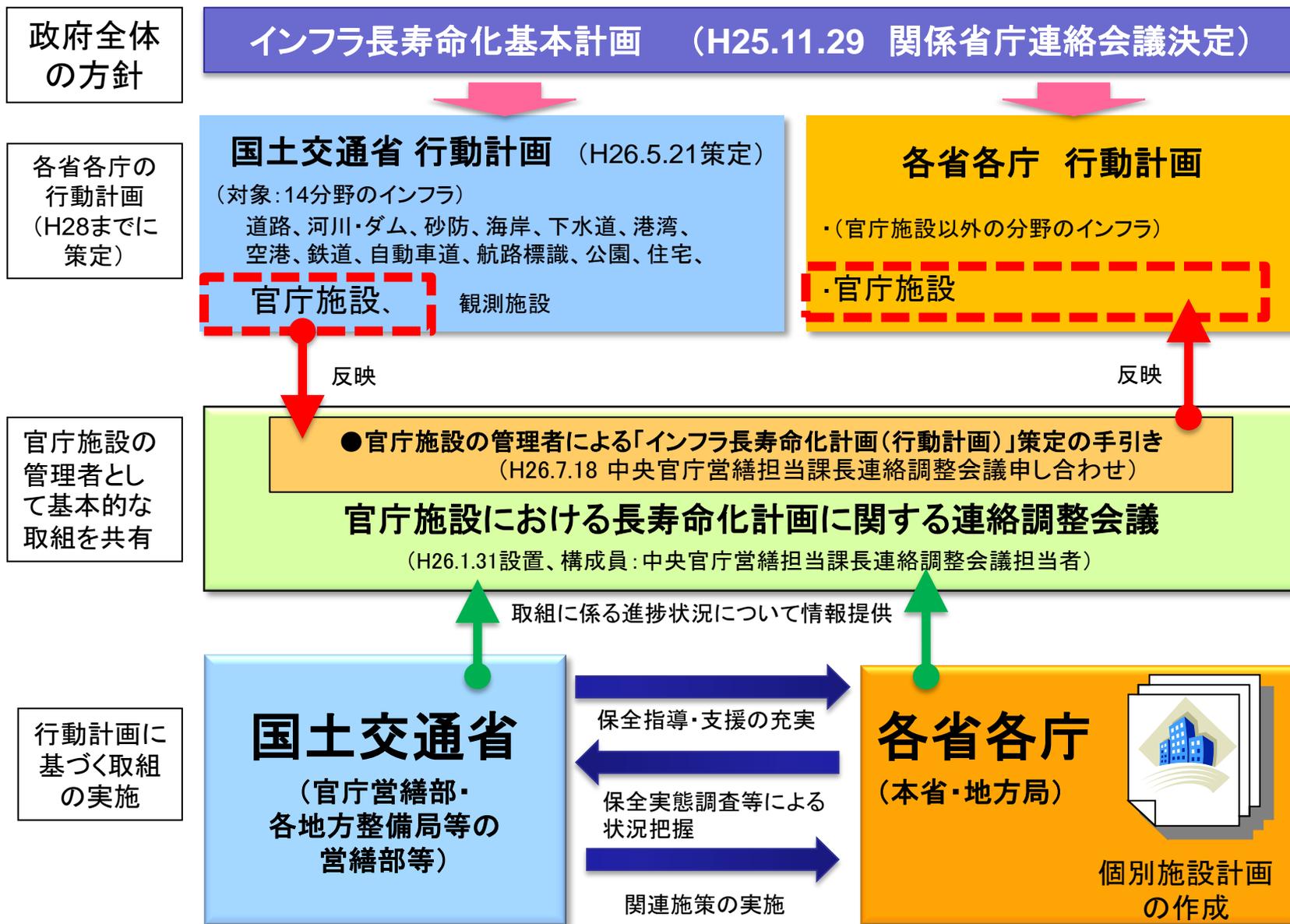
3. 計画の策定内容

- **インフラ長寿命化計画(行動計画)**
 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針(対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等)
- **個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)**
 インフラ機能の各施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画(対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等)



6. 官庁施設分野におけるインフラ長寿命化施策

官庁施設分野におけるインフラ長寿命化計画の推進体制(参考)



6. 官庁施設分野におけるインフラ長寿命化施策

「インフラ長寿命化計画（行動計画）」策定の手引き

1. 目的

本手引きは、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定にあたり、国家機関の建築物及びその附属施設（官庁施設）の管理者として共通して記載する施策や基本的な取組を取りまとめ、平成26年7月18日「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において申し合わせ事項としたもの。

2. 手引きの概要

- (1) 対象施設 全ての官庁施設。ただし、借受施設を除く。
- (2) 計画期間 2020年度（平成32年度）までを目安とする。
- (3) 必要施策に係る取組の方向性
 - ・下表に示す8施策について、共通して実施する取組を記載。
 - ・取組は、国土交通省の行動計画（官庁施設分野）をベースにしており、4施策については、同一指標を設定（※）。
 - ・施設の特殊性等の特別な事情がある場合には、本手引きによらずに行動計画を策定することができるが、次の内容は最大限尊重。

1. 点検・診断／修繕・更新 (※) 良好な施設の割合 (H29年度：80%)	5. 新技術の開発・導入
2. 基準類の整備	6. 予算管理
3. 情報基盤の整備と活用 (※) 官庁施設情報管理システムへの情報の登録 (計画策定年度：100%)	7. 体制の構築 (※) 施設保全責任者の設置 (計画策定年度：100%)
4. 個別施設計画の策定・推進 (※) 計画の策定率 (H28年度：100%)	8. 法令等の整備

- (4) フォローアップ計画 フォローアップの詳細は、別途、官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議において定める。

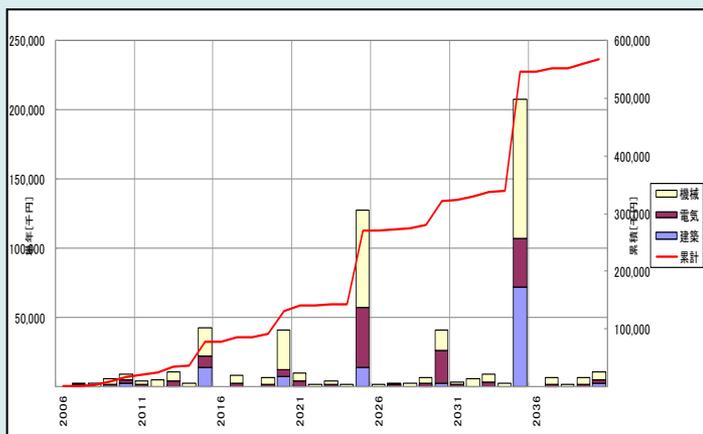
6. 官庁施設分野におけるインフラ長寿命化施策

官庁施設における個別施設計画

官庁施設における個別施設計画は、「保全台帳」と「中長期保全計画」で構成。

中長期保全計画

- 施設の運用段階における
 - 保全の実施内容、予定年度
 - 概算額に係る計画



保全台帳

- 点検履歴(点検記録)
- 修繕履歴

点検記録		
	点検・確認項目	関係法令
1	<input type="checkbox"/>	
2	<input type="checkbox"/>	
3	<input type="checkbox"/>	
4	<input type="checkbox"/>	
5	<input type="checkbox"/>	
6	<input type="checkbox"/>	
7	<input type="checkbox"/>	

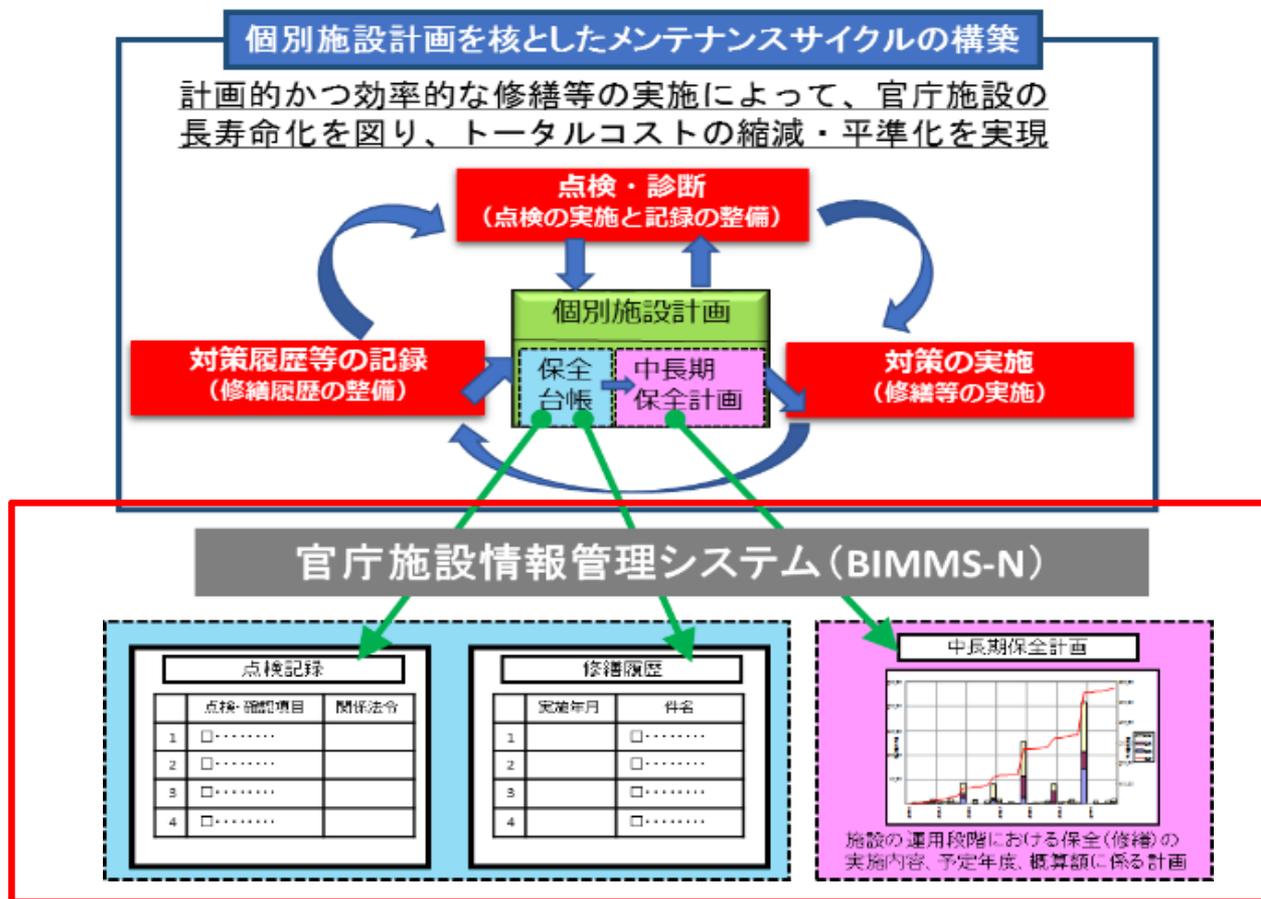


必要に応じ、機能転換・用途変更、複合化・集約化等の内容を追加。

6. 官庁施設分野におけるインフラ長寿命化施策

BIMMS-Nを用いた個別施設計画の作成

- 営繕部では、官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した、個別施設計画の作成と、同計画に基づくメンテナンスサイクルの構築を推進
- 個別施設計画作成を支援するため、「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」を作成し公表



7. 官庁施設分野の長寿命化施策の取組み状況

管理者(施設管理部局)の取組「1. 点検・診断/修繕・更新」

- 国土交通省が管理する庁舎等について、平成29年度までに保全実態調査の総評点が80点以上の施設の割合を80%以上となるよう取組を継続

○ 昇降機:ほぼ全数、消防用設備等:約9割、「敷地及び構造」等:8割台

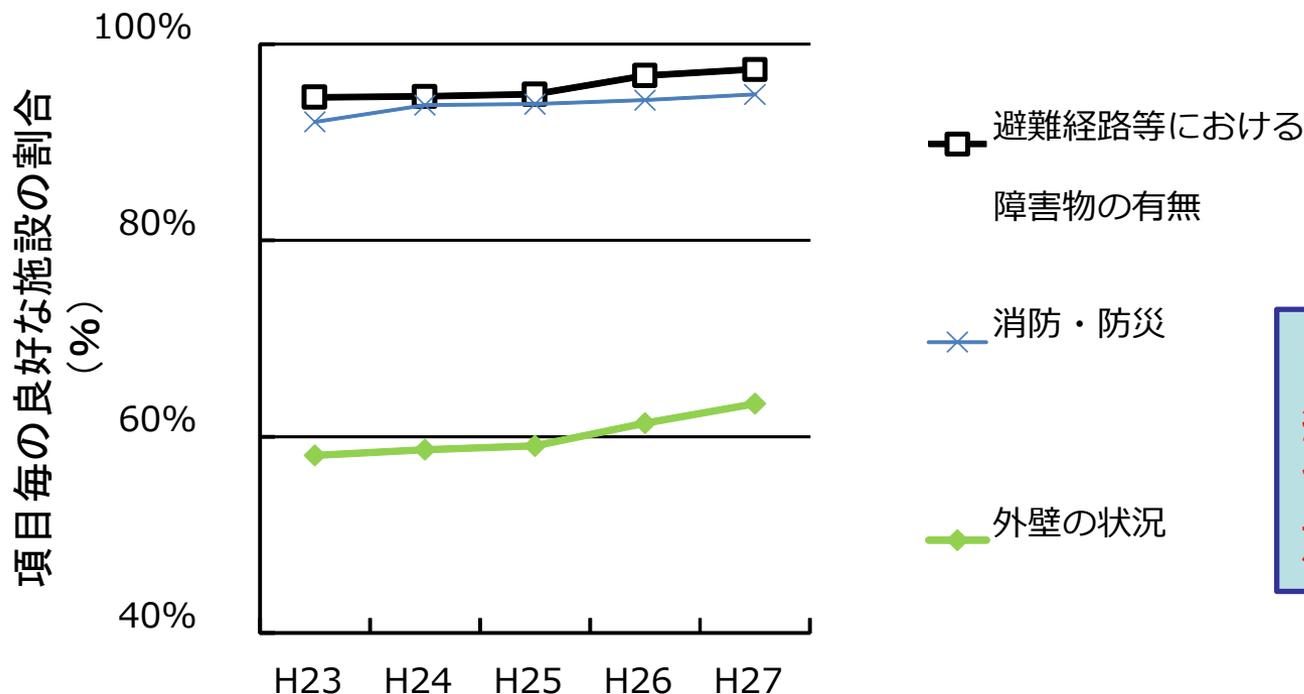
庁舎等	敷地及び構造	昇降機	建築設備	支障がない状態	消防用設備等
点検等対象施設数[A]	5,494 (5,311)	2,014 (1,953)	5,389 (5,205)	6,709 (6,115)	5,776 (5,386)
うち点検等実施数[B]	4,645 (4,370)	1,999 (1,928)	4,750 (4,477)	5,782 (5,290)	5,478 (5,157)
実施率% [B/A]	84.5% (82.3%)	99.3% (98.7%)	88.1% (86.0%)	86.2% (86.5%)	94.8% (95.7%)
未実施数	849 (941)	15 (25)	639 (728)	927 (825)	298 (229)

※上段:平成27年度集計結果、下段:平成26年度集計結果

7. 官庁施設分野の長寿命化施策の取組み状況

管理者(施設管理部局)の取組「1. 点検・診断/修繕・更新」

- 国土交通省が管理する庁舎等について、平成29年度までに保全実態調査の総評点が80点以上の施設の割合を80%以上となるよう取組を継続



【外壁】
 約4割の施設において、補修や修繕等を実施する必要有り。

《良好な施設》

- 消防・防災 : 消防検査において指摘はなく、かつ火災時の安全性について良好な施設
- 避難経路等 : 避難経路等に障害物はなく、非常時の通行に支障がない施設
- 外壁 : 外壁に浮き、ひび割れ、剥落が見られない施設

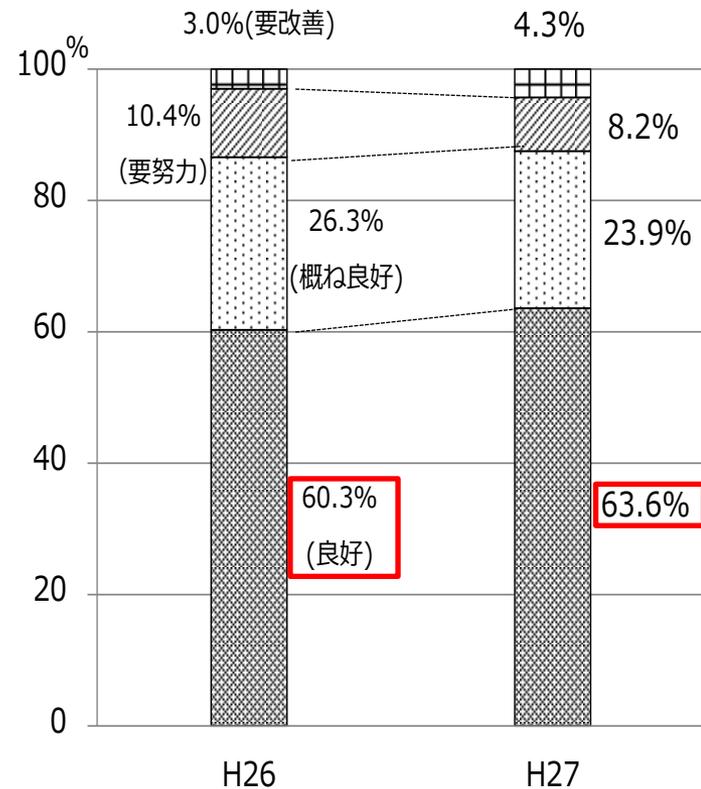
7. 官庁施設分野の長寿命化施策の取り組み状況

保全実態調査の総評点を向上するためには

○「良好」「概ね良好」「要努力」「要改善」の各区分における①～③の評価項目の点数を比較すると、「**保全の体制・計画**」及び「**点検等の実施状況**」の結果が、**総評点に大きく影響**。

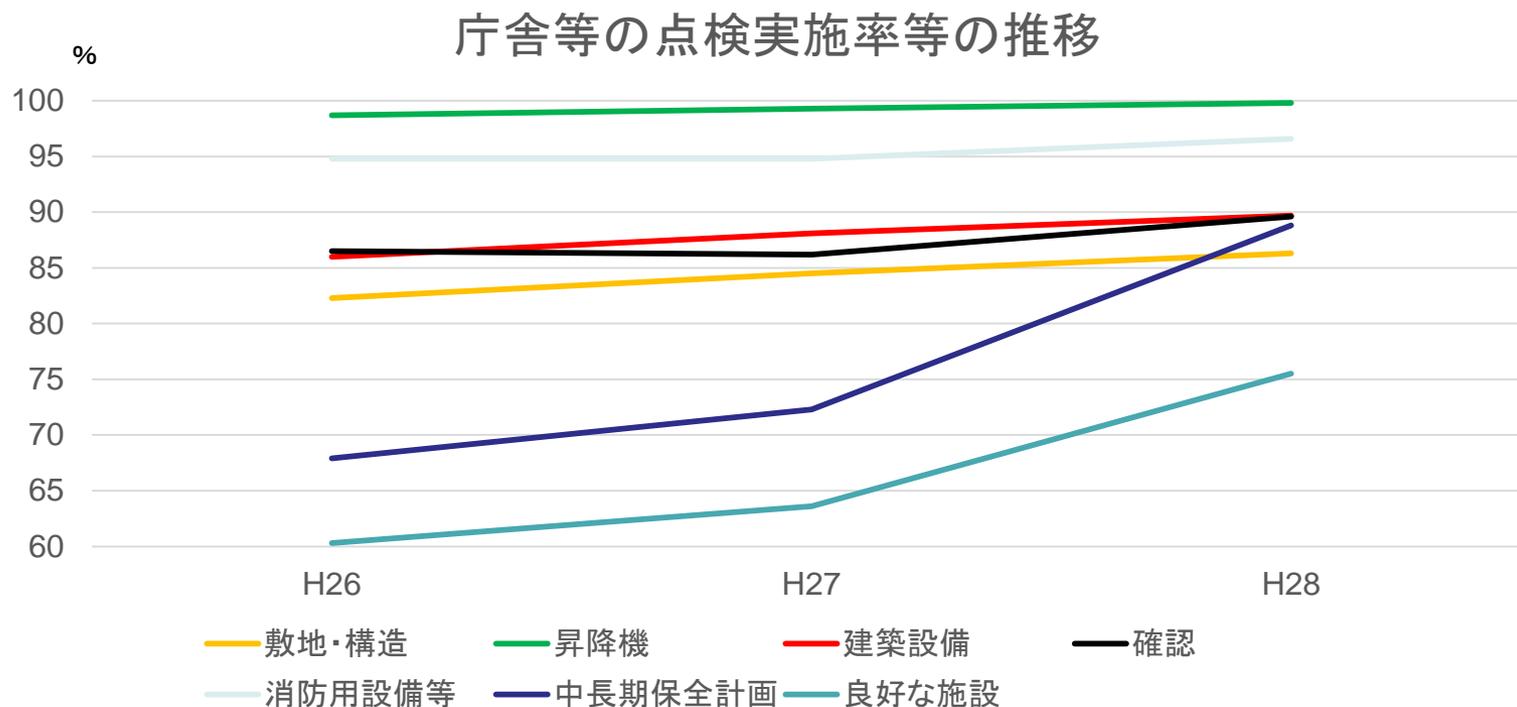
総評点と評価項目・判定区分ごとの平均点

	(全体)	庁舎等				
		「良好」とされた施設 総評点が80点以上	「概ね良好」とされた施設 総評点が60点以上80点未満	「要努力」とされた施設 総評点が40点以上60点未満	「要改善」とされた施設 総評点が40点未満	
該当施設数	6,972	4,436	1,664	572	300	
該当施設数(割合)	100%	63.6%	23.9%	8.2%	4.3%	
評価項目別平均点	①保全の体制・計画	70.3	86.4	50.2	33.7	13.9
	②点検等の実施状況	85.1	97.5	80.6	43.9	5.4
	③施設の状況	86.8	89.8	83.0	80.1	76.6
総評点の平均(①～③の平均)	80.7	91.2	71.3	52.6	32.0	



総評点の判定ごとの施設数割合 25

保全実態調査結果の推移 (H26～H28)



	敷地・構造 (点検)	昇降機 (点検)	建築設備 (点検)	支障が無い 状態(確認)	消防用設備 等(点検)	中長期保全 計画(作成)	良好な施設 (総評点80点 以上)
H26	82.3	98.7	86	86.5	94.8	67.9	60.3
H27	84.5	99.3	88.1	86.2	94.8	72.3	63.6
H28	86.3	99.8	89.7	89.6	96.6	88.8	75.5

7. 官庁施設分野の長寿命化施策の取組み状況

管理者(施設管理部局)の取組「4. 個別施設計画の策定・推進」

- 平成28年度までに、全ての個別施設計画の対象施設において、個別施設計画の策定を完了

- 各施設の個別施設計画については、各府省で策定する**インフラ長寿命化計画(行動計画)**で設定した**目標年度内に策定できるよう**取組を更に進めることが必要。
- 年度保全計画の作成完了施設は**約8割**。

中長期保全計画の作成状況

年度保全計画の作成状況

	全体	庁舎等	宿舍		全体	庁舎等	宿舍
作成対象施設数[A]	11,107 (10,492)	6,972 (6,236)	4,135 (4,256)	作成対象施設数[A]	11,107 (10,492)	6,972 (6,236)	4,135 (4,256)
作成完了施設数[B]	8,077 (7,074)	5,040 (4,234)	3,037 (2,840)	作成完了施設数[B]	8,658 (7,680)	5,462 (4,636)	3,196 (3,044)
作成率% [B/A]	72.7% (67.4%)	72.3% (67.9%)	73.4% (66.7%)	作成率% [B/A]	78.0% (73.2%)	78.3% (74.3%)	77.3% (71.5%)
未作成施設数	3,030 (3,418)	1,932 (2,002)	1,098 (1,416)	未作成施設数	2,449 (2,812)	1,510 (1,600)	939 (1,212)

※上段:平成27年度集計結果、下段:平成26年度集計結果 27

7. 官庁施設分野の長寿命化施策の取組み状況

管理者(施設管理部局)の取組 「4. 個別施設計画の策定・推進」

- 平成28年度までに、全ての個別施設計画の対象施設において、個別施設計画の策定を完了

- 点検記録 ⇒ 作成完了施設 **約8割。**
- 修繕履歴 ⇒ 作成完了施設 **約8割。**

表 点検記録の作成状況

	全体	庁舎等	宿舍
作成対象 施設数[A]	11,107 (10,492)	6,972 (6,236)	4,135 (4,256)
作成完了 施設数[B]	9,099 (8,281)	5,866 (5,182)	3,233 (3,099)
作成率% [B/A]	81.9% (78.9%)	84.1% (83.1%)	78.2% (72.8%)
未作成 施設数	2,008 (2,211)	1,106 (1,054)	902 (1,157)

表 修繕履歴の作成状況

	全体	庁舎等	宿舍
作成対象 施設数[A]	11,107 (10,492)	6,972 (6,236)	4,135 (4,256)
作成完了 施設数[B]	8,895 (8,044)	5,662 (4,929)	3,233 (3,115)
作成率% [B/A]	80.1% (76.7%)	81.2% (79.0%)	78.2% (73.2%)
未作成 施設数	2,212 (2,448)	1,310 (1,307)	902 (1,141)

※上段:平成27年度集計結果、下段:平成26年度集計結果

7. 官庁施設分野の長寿命化施策の取組み状況

管理者(施設管理部局)の取組 「7. 体制の構築」

- 平成26年度中に、自らが管理する全ての施設で施設保全責任者を設置

- 「施設保全責任者の設置状況」 ⇒ 95%超
- 未設置施設においては、速やかに施設保全責任者を設置し、体制の整備が必要

施設保全責任者の設置状況

保全担当者の設置状況

	全体	庁舎等	宿舍		全体	庁舎等	宿舍
設置対象 施設数[A]	11,107 (10,492)	6,972 (6,236)	4,135 (4,256)	設置対象 施設数[A]	11,107 (10,492)	6,972 (6,236)	4,135 (4,256)
設置済み 施設数[B]	10,592 (9,816)	6,724 (5,926)	3,868 (3,890)	設置済み 施設数[B]	10,268 (9,729)	6,468 (5,868)	3,800 (3,861)
設置率% [B/A]	95.4% (93.6%)	96.4% (95.0%)	93.5% (91.4%)	設置率% [B/A]	92.4% (92.7%)	92.8% (94.1%)	91.9% (90.7%)
未設置数	515 (676)	248 (310)	267 (366)	未設置数	839 (763)	504 (368)	335 (395)

※上段:平成27年度集計結果、下段:平成26年度集計結果

8. 地方公共団体への支援

地方公共団体に対する個別施設計画策定支援

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成26年4月22日)

個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

経済・財政一体改革推進委員会第2次報告(平成28年4月28日)

総務省及び個別施設計画の所管省庁が連携して、各自治体に対し個別施設計画策定上のガイドライン及び通知等により助言を行う

政務官勉強会 インフラメンテナンスの加速化に向けた提言(平成28年7月29日)

市町村が管理する公共建築物の個別施設計画の策定に当たり、共通のシステムによるデータベースの活用を図ることが重要



平成28年9月1日、保全指導室長から各省インフラ担当宛てに「公共建築物の個別施設計画策定に資するデータベースの情報提供について」を发出

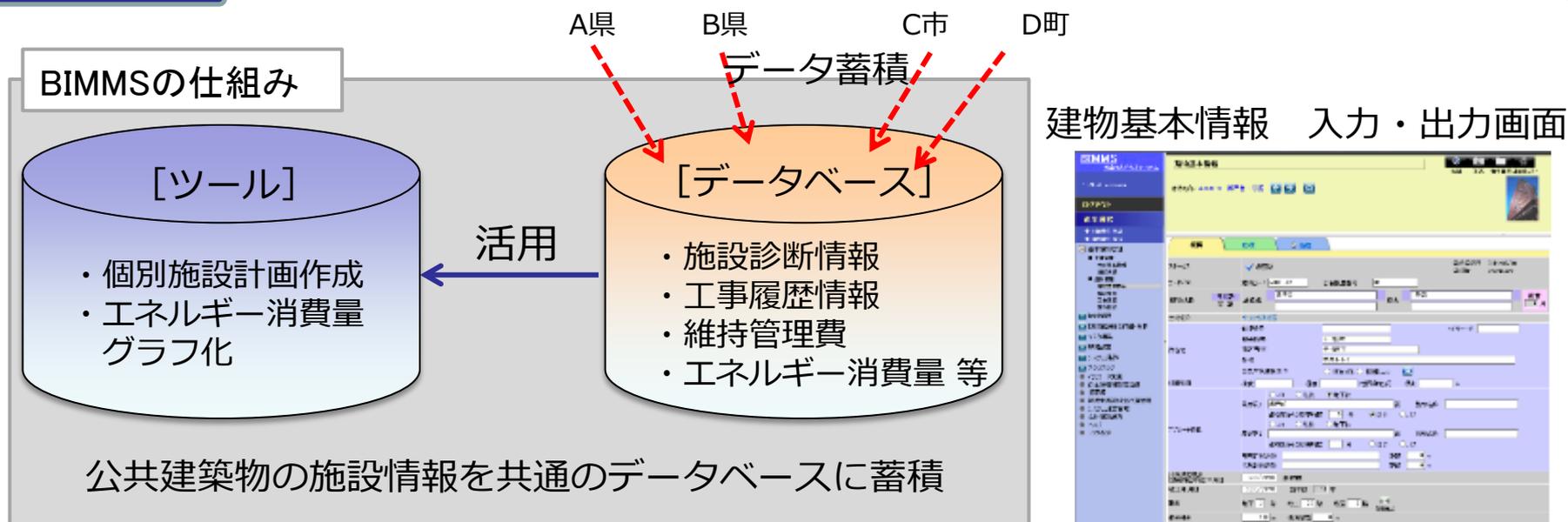
BIMMSを紹介

8. 地方公共団体への支援

地公体向け保全マネジメントシステム(BIMMS)

- 公共建築物の膨大な施設情報を効率的に管理するためのシステム
- 平成17年度に構築、平成26年度から新システムに移行
- 通称: ビームス (Building Information system for Maintenance and Management Support)

BIMMSの概要



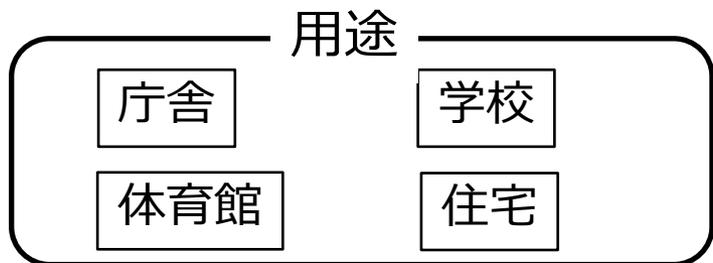
- 平成17年度から本格運用し、現在86の地方公共団体で利用中
- 低廉な費用で利用可能 (50棟あたり年間約8万円程度)
- (一財) 建築保全センターが管理・運営

8. 地方公共団体への支援

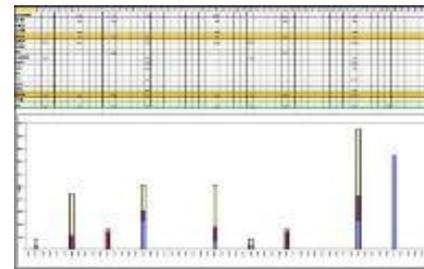
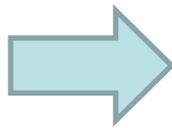
地公体向け保全マネジメントシステムBIMMS

- 都道府県・政令市・国土交通省が共同で開発・フォローアップ
- 蓄積された修繕・更新データ等から個別施設計画を容易に作成可能(活用例①)
- エネルギーデータを「見える化」により多消費施設を抽出することが可能(活用例②)

活用例①: 個別施設計画の作成



用途、延べ面積、竣工年月日等を選択



将来の修繕・更新時期を把握し、支出の平準化・効率化を実現

活用例②: エネルギーデータの「見える化」

施設の運用エネルギーを「見える化」により最適化



グラフで経年変化を確認し、漏水・故障等を早期に発見



他団体・他施設との比較により多消費施設を抽出して運用改善